

答 申 第 1 0 3 号  
( 諮 問 第 1 0 4 号 )

令和 4 年 ( 2022 年 ) 3 月 31 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 嘉 藤 亮

令和 3 年 ( 2021 年 ) 4 月 7 日付け鎌総第 43 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書公開決定処分に対する審査請求について

## 1 審査会の結論

令和2年(2020年)7月27日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業(深沢地域整備事業)の地区の経緯及びまちづくりに関する経緯等を下記について公開請求する。昭和18年から令和2年7月までの経緯が分かる経緯文書」について、実施機関鎌倉市長が令和2年(2020年)8月7日付けで行った行政文書公開決定処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。

## 2 審査請求の主張の要旨

### (1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

#### ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和2年(2020年)7月27日付けで鎌倉市情報公開条例(平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。)に基づき、実施機関鎌倉市長(以下「実施機関」という。)に対し、「深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業(深沢地域整備事業)の地区の経緯及びまちづくりに関する経緯等を下記について公開請求する。昭和18年から令和2年7月までの経緯が分かる経緯文書」に係る行政文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

#### イ 本件処分について

実施機関は、平成20年3月付「村岡・深沢地区全体整備構想(案)」のうち、「本地区のまちづくりに関するこれまでの経緯」(以下「本件文書」という。)を対象文書として特定し、令和2年(2020年)8月7日付け鎌倉市指令深地第8号で行政文書公開決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

#### ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和2年(2020年)9月25日付けで審査請求を行った。

### (2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

### (3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和2年(2020年)9月25日付けで提出した審査請求書、同年11月2日付けで提出した反論書、同年11月30日付けで提出した再反論書、令和3年(2021年)1月4日付けで提出した再々反論書及び同年2月10日付けで提出した再々々反論書を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 実施機関は本件請求を受けた際に請求人から、昭和18年からの経緯について深沢地区と村岡地区が横並びで並記された年表形式の文書を過去に見たことがあり、当該文書を公開請求したいという請求趣旨を聴き取っていると弁明するが、これは事実ではない。行政文書公開請求書に記載した事項について、実施機関が理解できない場合等は、文書の内容の訂正、削除を求められるが、本件請求については、審査請求人が記載した内容で受理されている。

イ 深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業(深沢地域整備事業)の地区の経緯及びまちづくりに関する経緯等について、昭和18年から平成19年6月までの文書が公開されたが、平成19年7月から令和2年7月までの経緯の文書が公開されていないのは不当である。

### 3 実施機関の行政文書公開決定理由説明要旨

令和2年(2020年)10月16日付けで提出された弁明書、同年11月20日付けで提出された再弁明書、同年12月18日付けで提出された再々弁明書、令和3年(2021年)1月25日付けで提出された再々々弁明書及び同年11月5日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 本件請求時における審査請求人からの聴き取りの結果、請求趣旨を過去に見た深沢地区と村岡地区が横並びで並記された年表形式の文書を請求対象文書として特定し、本件文書を公開したものである。
- (2) 過去に深沢地域整備課が運営を行った委員会等の会議で用いた資料や実施機関が作成した計画等の文書の内から、請求趣旨に合

致する昭和 62 年以前の経緯が記載された文書が特定できれば、他の会議資料や計画等の事業経緯が記載された文書を併せて公開することは求めないと、審査請求人に確認しており、本件公開決定は妥当である。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書、再反論書、再々反論書及び再々々反論書並びに実施機関からの弁明書、再弁明書、再々弁明書、再々々弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

- (1) 本件請求対象文書は、深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業（深沢地域整備事業）の地区の経緯及びまちづくりに関して、昭和 18 年から令和 2 年 7 月までの経緯が分かる文書である。

実施機関は、本件処分において、本件文書を対象文書として特定し公開決定を行っているが、審査請求人は請求対象文書の範囲について異議を申し述べていることから、当審査会は、本件請求時における対象文書の特定について、以下検討する。

- (2) 文書の特定について

ア 当審査会において、審査請求人から提出された審査請求書等から審査請求を行った趣旨を確認したところ、深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業（深沢地域整備事業）の地区の経緯及びまちづくりに関する経緯等について、昭和 18 年から令和 2 年 7 月までの経緯が分かる経緯文書について公開請求をしたのであるが、本件文書は平成 19 年 6 月までの記載しかなく、平成 19 年 7 月から令和 2 年 7 月までの経緯の文書が公開されていないのは不当であると主張している。

一方、実施機関は、本件請求の公開請求書に記載された内容に加え、本件請求時の審査請求人への聴き取りから、昭和 18 年からの経緯について深沢地区と村岡地区が横並びで並記された年表形式の文書を公開請求したいという請求趣旨を聴き取っており、対象文書として特定したとする。

イ 当審査会が職権により調査したところ、本件処分に係る決裁資料において、対象文書の特定に至る経緯について「昭和 18 年からの経緯が記載された文書を過去に請求者が見たことがあり

当該文書を公開請求したいという意向を聞き取っています。」、  
「会議資料や計画等の事業経緯が記載された文書を全て公開するのではなく、昭和 62 年以前の経緯が記載された文書が存在すれば、当該文書に絞り、公開の対象とすることです承を得ています。」などといった記載がなされていたものの、「深沢地区と村岡地区が横並びで並記された年表形式の文書を公開請求したい」との審査請求人の意向に関する記載はなかった。

深沢地区のまちづくりの経緯に係る文書で鎌倉市が保有するものは膨大な点数に上っており、本件請求文言には多種多様な文書が該当し得るのであって、決裁資料に記載された前記の各事項を加味したとしても、請求人がどのような文書の開示を求めているのかが明らかになっていない。このため、本件請求には、文書が特定されていないという形式上の不備があるものと認められ、補正がなされない限り、形式上の不備により不開示とすべきものである。

そうすると、審査請求人に対し、請求対象文書の特定のために十分な聴き取りや補正の求めを行ったものとはいえず、このことは不当といわざるを得ない。

したがって、審査請求人に対し、公開請求する行政文書について聴き取り、又は補正を求めた上で、改めて公開決定等をすべきであることから、本件処分は取り消すべきである。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 付言

当審査会の判断は上記のとおりであるが、行政文書の特定に関し、以下のとおり付言する。

条例第 5 条第 2 項は「実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者（略）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めな

なければならない。」と規定する。

また、鎌倉市行政手続条例第6条は「市長等は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（略）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。」と規定する。

公開請求の内容について、請求の趣旨が必ずしも明確ではない場合等においては、聴き取り等を行うことで開示請求者の意思を確認し、そこで得られた請求の趣旨に基づき行政文書の特定を行うことが望ましい。その際には、こうした聴き取り内容を記録することはもとより、請求内容の補正を求める際にもその経緯を確認できるような手続を整備すべきである。

国においては、内部規則等により、公開請求書に形式上の不備がある場合、窓口等において、相当の期間を定めて補正を求め、また行政文書の特定が不十分な開示請求がなされた場合、公開請求者に対して、行政文書の特定に資する情報の提供を積極的に行うものとし、その際に、形式上の不備が補正されない場合には非公開決定を行う旨を示すものとしている。さらに、こうした補正については、求補正書等を用いて行い、行政文書の特定に係るやり取りの経緯を記録しているようである。

こうした記録の作成は、本件のように、行政文書の特定に関し、審査請求人と実施機関との間に見解の相違がみられる場合に、特に必要となるであろう。

なお、このことは、補正の求めを拒否された場合に、行政文書を特定することができなかつたとして、一律に公開請求を拒否すべきことをいうものではない。重要なのは、公開請求者の意思を適宜確認することであって、補正の求めを拒否されたとしても、聴き取り等から得られた請求の趣旨を踏まえ、できる限り行政文書の特定に努めるべきであり、かつ、その経緯について記録を作成すべきである。

条例が、公開請求者に対し、公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載を求める趣旨は、公開請求制度の適正かつ円滑な

運用のためであると解される。それは、情報の公開により、「市政の透明性を向上させ、市民参加の下における公正で民主的な市政を推進すること」（条例第1条）に資するものである。

今後とも、条例の趣旨に沿った運用がなされることを望むものである。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

### 処 理 経 過

年 月 日	内 容
R 2 / 7 / 27	行政文書公開請求書が提出される
8 / 7	行政文書公開決定通知書送付
9 / 25	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
10 / 16	処分庁が審査庁に弁明書を提出
11 / 2	審査請求人が審査庁に反論書を提出
11 / 20	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
11 / 30	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
12 / 18	処分庁が審査庁に再々弁明書を提出
3 / 1 / 4	審査請求人が審査庁に再々反論書を提出
1 / 25	処分庁が審査庁に再々々弁明書を提出
2 / 10	審査請求人が審査庁に再々々反論書を提出
4 / 7	審査会に諮問
11 / 5	第129回審査会で審議
12 / 3	第130回審査会で審議
4 / 1 / 21	第131回審査会で審議
2 / 18	第132回審査会で審議
3 / 31	答申（答申第103号）